

# 広島県災害時動物救護活動マニュアル

平成29年12月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

## 目次

1 趣旨	1 P
2 災害時に備えた平常時の対応	1 P
(1) 飼い主への災害時対策の周知	
(2) 各市町への要請	
(3) 特定動物飼養施設への指導	
(4) 動物取扱業者への指導	
(5) 関係団体等との連携	
3 災害時における動物救護活動	2 P
(1) 災害時における動物救護組織体制	
(2) 行政の対応	
(3) 動物救護本部の役割	
(4) 地域支部（動物救護施設）の役割	
(5) 災害の終息	
別紙1 災害時における動物救護組織体制	5 P
別紙2 災害時における動物救護活動フロー図	6 P

## 1 趣旨

このマニュアルは、環境省が示す「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を踏まえ、動物愛護の観点、及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県が行う動物救護対策の具体的な行動を示したものである。

## 2 災害時に備えた平常時の県の対応

### (1) 飼い主への災害時対策の周知

- ① 飼養しているペットが逸走しないよう確実な係留等の実施
- ② 犬の鑑札及び注射済票、迷子札、マイクロチップの装着等所有者明示の実施
- ③ ペットフードの備蓄、避難所での飼養を想定したケージ飼い訓練等の防災準備の実施

### (2) 各市町への要請

- ① 所有者明示、防災準備の実施等飼い主への災害時対策の周知
- ② 災害時におけるペットとの同行避難実施についての周知
- ③ 避難所及び仮設住宅へのペットの受け入れ（避難所付近への仮設テントの設置等）

### (3) 特定動物飼養施設への指導

- ① 災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時対応マニュアルの作成等を指導
- ② 特定動物飼養者の緊急連絡先の把握

### (4) 動物取扱業者への指導

- ① 災害時における飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害対応マニュアルの作成等を指導
- ② 動物取扱業者の緊急連絡先の把握

### (5) 関係団体等との連携

災害時に円滑に動物救護活動ができるよう、平常時から関係団体等と情報交換を行い、相互の連携強化に努める。

### 3 災害時における動物救護活動

#### (1) 災害時における動物救護組織体制

別紙1のとおり

#### (2) 行政の対応

##### ① 人への危害防止対策

県動物愛護センター（被災地が「広島市」、「呉市」及び「福山市」の場合は「各市動物愛護（管理）センター」とする。以下同じ。）は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

##### ② 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の設置・運営

県食品生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時における動物救護活動に関する協定を締結している団体と協議し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）を設置する。

#### (3) 動物救護本部の役割

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

##### ① 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

##### ② 関係機関（国、他自治体、一般財団法人ペット災害対策推進協会等）への協力要請

被災地の状況に応じて、一般財団法人ペット災害対策推進協会へ支援要請を行うなど、必要に応じて関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

##### ③ 被災地の情報収集及び地域支部（動物救護施設）等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部（動物救護施設）及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

##### ④ 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

#### (4) 地域支部（動物救護施設）の役割

県動物愛護センター，県獣医師会支部，動物愛護団体等で構成し，県動物愛護センター所長を支部長とし，県動物愛護センター内に事務局を置く。構成員が連携・協働して動物救護活動にあたる。

##### ① 地域支部（動物救護施設）の設置場所

設置場所は県動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく，全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等，状況により別に施設の設置を検討する。

##### ② 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し，被災動物に関する相談に対応する。

##### ③ 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路，公園，広場，その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

##### ④ 避難住民の飼い犬猫の一時預かり

避難所において，動物の受入れができない場合，及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は，必要な手続きを行い依頼に応じる。

##### ⑤ 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため，必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

##### ⑥ 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに，避難所，仮設住宅ごとに情報を収集し，必要な物資を配布する。

##### ⑦ 各構成員の役割分担

###### 県動物愛護センター

：地域支部（動物救護施設）の業務実施主体であり，業務全般に携わるとともに，内容に応じ獣医師会支部，動物愛護団体等に業務の実施・協力を依頼する。

###### 県獣医師会支部

：主に動物の応急手当・治療に関する役割を担い，ペットの健康管理支援，及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

###### 動物愛護団体

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援，救援物資配布の役割を担い，避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼にも対応する。

## (5) 災害の終息

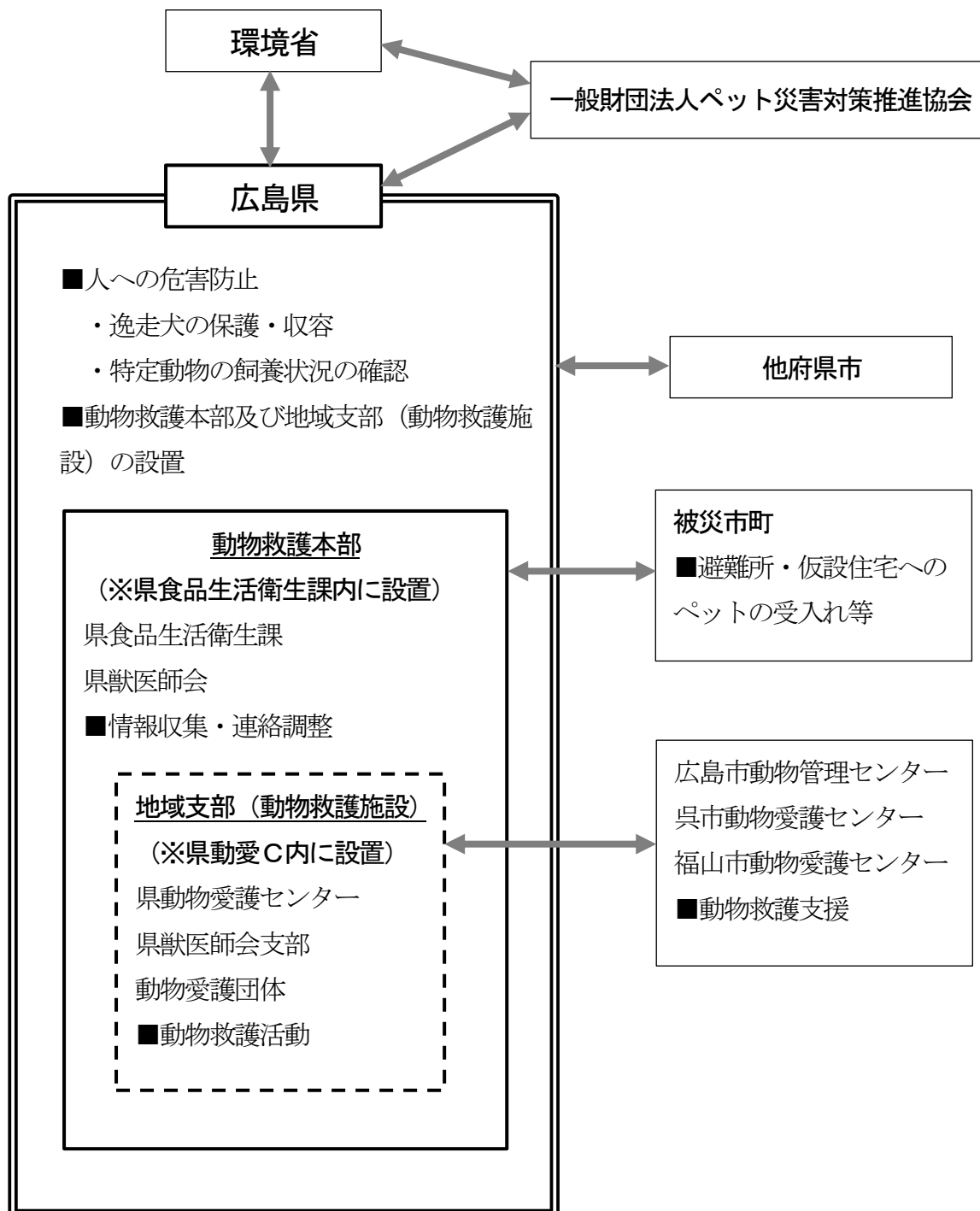
### ① 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動停止と解散

災害が終息し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動を継続する必要がないと認められる場合は、その活動を停止し解散する。

### ② 被災者等に対する周知

動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

### 災害時における動物救護組織体制



災害時における動物救護活動フロー図

